平成２８年（フ）第２６号
島根県安来市安来町511番地３　ハイツトリムＨ号室、前住所鳥取県西伯郡南部町西19番地
債務者　石田　正男
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８号
青森市大字浜田字玉川189番地32　葛西アパート６号
債務者　飯田たい子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
青森県むつ市松森町５番33号　西塚アパート21号
債務者　近江　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８２号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅２－６－202
債務者　浦川　敬子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６号
秋田市上新城五十丁字大村屋敷218番地４
債務者　若井　英介
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３号
秋田市牛島西４丁目３番11号メゾンサンパティ101
債務者　仲村　梨乃（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１１号
東京都小金井市前原町４丁目18番24号、前住所川崎市麻生区王禅寺西７丁目17番６号　モリファミール白山　205
債務者　道坂　裕介
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
長野県松本市大字島立2237番地41
債務者　倉田　好一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６４号
長野県飯田市下殿岡12番地３
債務者　東垣外洋子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２３１号
京都市山科区小山中ノ川町43番地　コミュニティー41　107号、前住所大津市浜大津３丁目５番23号　マンショングレース505号
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
京都市伏見区深草正覚町12番地３　鳥羽街道団地Ｅ棟405号、前住所京都市南区東九条南河辺町14番地１　京都十条207
債務者　谷本　正啓
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
福岡県久留米市御井町2433番地１　プレリュード御井町106号
債務者　前田　亜紀
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５８号
佐賀県伊万里市大川内町丙2606番地１　ロイヤルコーポＡ102号室
債務者　松田　敬史
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７６号
大分県臼杵市野津町大字宮原2540番地の１市営篠迫住宅椿36号
債務者　松本　満利
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地　市営大王谷住宅３棟９号、前住所宮崎県日向市亀崎東１丁目99番地２
債務者　田中　文子（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２９号
岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割91番地２リバーサイドふたば　101号、旧住所岩手県和賀郡西和賀町川尻41地割66番地13
債務者　高橋　　直
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部